

# 令和6年度報酬改定について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて

障害福祉サービス等に係る報酬について、報酬改定の検討を行うため、「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、公開の場で検討を行う。

### 検討過程の客観性・透明性の担保のために参画

#### アドバイザー(11名)

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| <b>主査</b>   | 厚生労働大臣政務官                       |
| <b>副主査</b>  | 厚生労働省障害保健福祉部長                   |
| <b>副主査補</b> | こども家庭庁長官官房審議官(支援局担当)            |
| <b>構成員</b>  |                                 |
|             | 厚生労働省障害福祉保健部 企画課長               |
|             | 障害福祉課長                          |
|             | 精神・障害保健課長                       |
|             | 地域生活・発達障害者支援室長                  |
|             | 職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課<br>(オブザーバー) |
|             | こども家庭庁支援局 障害児支援課長               |

- ・ 有村 大士 日本社会事業大学社会福祉学部教授
- ・ 石川 貴美子 秦野市福祉部障害福祉課長
- ・ 石津 寿恵 明治大学教授
- ・ 井出 健二郎 兵庫県立大学大学院経営専門職医療介護マネジメント教授
- ・ 岩崎 香 早稲田大学人間科学学術院教授
- ・ 小澤 温 筑波大学人間系教授
- ・ 高 容康 豊中市こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課主幹、豊中市立児童発達支援センター所長
- ・ 佐藤 香 東京大学社会科学研究所社会調査・データアーカイブ研究センター教授
- ・ 田村 正徳 埼玉医科大学総合医療センター名誉教授、佐久大学客員教授
- ・ 野澤 和弘 毎日新聞客員編集委員
- ・ 橋本 美枝 成田地域生活支援センター施設長

※ 主査が必要と認める時は、関係者から意見を聞くことができる。

**【検討項目】** (1) 障害福祉サービス等報酬改定の基礎資料を得るための各種調査  
 (2) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 等

<令和6年度報酬改定チーム検討スケジュール(イメージ)>

令和5年5月22日(月)	第28回報酬改定検討チーム(今後の検討の進め方について)
7月~8月	関係団体ヒアリング(6回程度)
8月中	関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理
9月~10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和6年2月	障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ

## 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討の進め方(案)

○ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた検討については、以下のスケジュールで進めてはどうか。

令和5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	4月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度報酬改定の検討開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体ヒアリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各サービスの報酬等の在り方について検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス横断的な報酬等の在り方について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度政府予算編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係告示の改正、通知等の発出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改定後の障害福祉サービス等報酬の適用</li> </ul>

※ 議論の状況については、適宜、障害者部会に報告する。

# 施設入所支援に係る論点

- 論点 1 地域移行を推進するための取組について
- 論点 2 医療的ケアが必要な者等の受入体制の充実について
- 論点 3 障害福祉分野における介護ロボットの活用による加算要件の緩和について
- 論点 4 障害者支援施設における悪性腫瘍患者への医療提供体制について

# 【論点1】地域移行を推進するための取組について

## 現状・課題

- 障害者部会では、障害者支援施設からの地域移行を更に進めるため、「障害者支援施設は地域移行を担う職員をその施設に配置するなど利用者の地域移行により一層取り組むことのほか、地域生活支援拠点等に配置されるコーディネーターが、障害者支援施設の担当職員等と地域移行に向けて連携・協力しつつ、利用者の地域移行のニーズの把握と働きかけの実施、地域移行支援や体験利用へのつなぎなどの地域移行の推進に向けた役割を担うこと」について、検討する必要があることが指摘された。
- また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、施設から地域への移行に向けた更なる取組を進めたうえで、施設入所者の数を5%削減することを基本としている。

## 検討の方向性

- 施設から地域への移行を推進するため、
  - ・ 指定障害者支援施設等の指定基準に、すべての施設入所者の地域生活への移行に関する意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認することを規定するとともに、地域移行に向けた動機付け支援（例えば、グループホームの見学や食事利用等）を行った場合の評価について検討してはどうか。
  - ・ 個別支援計画に基づく支援の結果、施設から地域へ移行した者がいる場合、例えば、前年度において6か月以上地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定員を1名以上減らした実績に対して、新たに加算で評価することを検討してはどうか。
  - ・ 現行の施設入所支援の基本報酬は、20人の利用定員ごとに設定されているが、利用定員の変更をやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定することを検討してはどうか。（具体的には、40人以下、41人以上50人以下、51人以上60人以下、61人以上70人以下、71人以上80人以下、81人以上で設定することを検討）

## 【論点】地域移行を推進するための取組について②

### 現状・課題

- 障害者支援施設は、市町村、都道府県が作成する障害福祉計画において設定された地域生活へ移行する者の数や入所者数の削減に関する目標値を踏まえ、地域移行に取り組んでいる一方、障害者の重度化・高齢化を踏まえて、人員の確保を図りながら強度行動障害を有する者、医療的ケアの必要な者などのための専門的支援を行っている。
- 障害者部会報告書では、「障害者支援施設では、これまでも強度行動障害や医療的ケアのある方など様々な障害者に対する支援を実施しているが、個々の利用者に対する支援の質の向上に向けて、ユニット化や個室化など適切な個別支援に向けた必要な生活環境の把握を進めるとともに、障害者支援施設が果たしている専門的な支援等における役割を踏まえ、現行の人員配置や支援内容に対する報酬上の評価等について検討すべきである。」と指摘された。
- また、同報告書では、「更なる地域移行、地域生活支援を進めていくために、この間の地域移行の進展状況や、そのために必要な地域生活支援施策の実施状況についての実態把握を行い、各施策の検証を行っていくとともに、具体的な課題については当該課題に応じた形で検討を着実に進め、障害者の地域移行、地域生活がさらに促進されるための取組を継続的に行っていく必要がある。」とされている。
- 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和5年5月19日）では、地域生活への移行を進めるため、施設入所者数の6%以上の地域生活への移行と、施設入所者数を5%以上削減することを基本としている。

## 【論点】 地域移行を推進するための取組について②

### 検討の方向性

- 障害者支援施設等の指定基準に、すべての施設入所者の地域生活への移行に関する意向について、適切に意思決定支援を行いつつ確認することを規定することに加え（9/27検討チーム提案済）、施設外の日中活動系サービスの利用の意向についても意思決定支援を行い確認し、希望に応じたサービス利用になるようにしなければならない旨を規定してはどうか。
- また、地域移行に向けた動機付け支援については、例えば、グループホームの見学や食事利用に加え（9/27検討チーム提案済）、施設外の通所事業所への見学や食事利用、地域の活動への参加等を行った場合に評価を検討してはどうか。
- 生活介護等の送迎加算において、これまで施設入所者については、送迎の利用者として対象外とされていたが、本人が希望する日中活動の場の提供を促進する観点から、入所している障害者支援施設と隣接していない日中活動系の事業所への送迎に限定して、送迎加算の対象とすることを検討してはどうか。
- 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設けることを検討してはどうか。

# 共同生活援助に係る論点

- 論点1 グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実について
- 論点2 支援の実態に応じた報酬の見直し等について
- 論点3 グループホームにおける食材料費等の取扱いについて



# 【論点1】グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実について①

## 現状・課題

- 近年、共同生活援助の利用者は増加しており、その中には、共同生活援助事業所（グループホーム）での生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。障害者総合支援法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や、退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について明確化された。
- 令和3年度に実施した全国調査によると、回答のあったグループホーム利用者約2,400人のうち「将来一人暮らしまたはパートナーと暮らしてみたい」と回答した者は約45%（約1,100人）であった。
- 障害者部会報告書においても、現行のグループホーム上の制度上、一人暮らし等に向けた支援について、退居する利用者に対し、退居後の居住の場の確保、在宅サービスの調整等を行った場合の自立生活支援加算などの仕組みがあるが、
  - ・ グループホームの事業者が退居後に一人暮らし等の地域生活の定着に向けた見守りや相談等の支援を一定期間実施できるよう、退居後における見守りや相談等の支援についての報酬上の評価を検討すべきである。
  - ・ 障害者が希望する地域生活の実現に向けた多様な選択肢を設ける観点から、指定基準（省令）において、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とする新たなグループホームのサービス類型を検討すべきである。との指摘があった。

# 【論点1】グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実について②

## 検討の方向性

- グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者に対する支援を実施するため、入居中及び退居後の定着に向けた支援を評価することを検討してはどうか。

その際、利用者の意思の表明後に、サービス担当者会議において利用者の意思を本人を中心とした支援チームで共有し、退居に向けた支援を実施した場合の評価の見直し、一人暮らし等に向けた住居の確保のための居住支援法人や居住支援協議会等との連携についての評価を検討してはどうか。

- 共同生活援助の入居前から、一人暮らし等をするための支援を希望する者に対して集中的な支援の実施を可能とし、かつ、事業所の柔軟な運営に資するため、既存の類型の枠内において、共同生活住居単位で一人暮らし等に向けた支援を実施する仕組みも選択肢として設けることを検討してはどうか。

その際、共同生活住居を単位として以下の支援を実施することを公表した上で、一定の期間において集中的な支援を実施する事業所を評価することを検討してはどうか。

- ・ サービスを利用するに当たり、一人暮らし等に向けた専門的な支援を実施する住居に入居することについて、入居前から本人に説明するとともに、共同生活援助事業所が丁寧な意思決定支援のプロセスに関わること。
- ・ 専門職の配置による居住の確保等に向けた支援や利用者同士のグループワークなども含め、一人暮らし等に向けた計画的な支援を実施すること。
- ・ 退居後の支援として、本人への相談支援や新しい住居における在宅の支援チームへの引き継ぎ等を行うこと。

## (共通項目)

論点1 対象者の明確化について

## (自立生活援助)

論点2 集中的に支援が必要な対象者に支援を行った際の評価について

論点3 人員配置基準等の弾力化について

論点4 提供主体の拡充について

## (地域生活支援拠点等)

論点5 地域生活支援拠点等の機能の充実について

## 【論点1】対象者の明確化について

### 現状・課題

- 自立生活援助及び地域定着支援の対象者は、
  - ・ 地域において一人暮らしをしている障害者
  - ・ 同居する家族が障害、疾病等により支援が見込めないために実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者とされている。
- 一方、障害者部会報告書において、「同居する家族がいる場合は家族による支援が見込まれない場合であっても支給決定がなされにくい実態があるといった指摘がある。同居する家族がいる場合を含め、自立生活援助・地域定着支援による支援を必要とする障害者に対して、市町村が個々の状況に応じて適切に支給決定するための方策を検討すべきである。」との指摘がある。

### 検討の方向性

- 障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族に疾病、障害等のない場合であっても、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに、手厚い支援が必要となる場合については、自立生活援助及び地域定着支援の対象者を明確化することを検討してはどうか。
- 地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等について、同居する家族が障害、疾病等でない場合であっても、地域生活を営むための支援を必要としている者はサービスの対象とすることを検討してはどうか。

## 【論点2】集中的に支援が必要な対象者に支援を行った際の評価について

### 現状・課題

- 自立生活援助は利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報提供や助言、相談等の支援を行うため、指定基準において、おおむね週1回以上、当該利用者の居宅を訪問することを求めている。
  - ※ 月途中から利用を開始する場合やサービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮し、基本報酬の算定においては、定期的な訪問による支援を月2回以上行うことを要件としている。
- 自立生活援助は、入院・入所等からの地域移行、親元からの自立、家族との死別といった本人の生活環境が大きく変化する際に、訪問等による濃密な支援が行われることに期待がある一方で、事業者数は大きく伸びていない現状がある。
- 障害者部会報告書において、「対象者の状況に応じた適切な支援ができるよう、自立生活援助の報酬を対象者の状況に応じてきめ細やかに設定するとともにICTの活用による効果的な支援・・・について検討すべき」との指摘があった。

### 検討の方向性

- 利用者の支援の必要性に応じて、概ね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する評価を検討してはどうか。
- また、円滑な地域移行を見据えた効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用して切れ目のない支援をした場合の評価を検討してはどうか。

## 【論点3】 人員配置基準の弾力化について

### 現状・課題

- 自立生活援助は、他の日中活動系サービスとは異なり、人員配置基準としてサービス管理責任者を30：1で配置することを求めている一方、柔軟な事業運営を行うことが可能となるよう、地域生活支援員等、他の職務との兼務を認める取扱いとしている。
- 一般相談支援事業所、特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に配置された相談支援専門員等は、自立生活援助事業所の業務と兼務することが認められているが、相談支援専門員がサービス管理責任者と兼務する場合には、いずれの要件をも満たす者を配置しなければならず、サービスが十分に広がらない原因の一つとの指摘がある。
- 障害者部会報告書において、「地域移行支援、地域定着支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備の促進の観点から、相談支援事業者が取り組みやすくなるよう、自立生活援助の人員基準の在り方について検討すべきである。」との指摘がある。

### 検討の方向性

- 相談支援事業所において提供される地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備の促進の観点から、併設する相談支援事業所において地域相談支援の業務に従事している相談支援専門員を配置することで基準を満たすとする取扱いを検討してはどうか。
- また、サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、他の日中活動系事業サービスと同様に、配置基準を60：1とすることを検討してはどうか。



## 【論点4】実施主体の拡充について

### 現状・課題

- 自立生活援助の実施主体については、利用者の状況を熟知している者を要件として、適切かつ効果的なサービスが提供できるよう、指定基準において、訪問系若しくは居住系の障害福祉サービス事業者（施設）又は相談支援事業者であることを要件としている。
- 障害者部会報告書において、自立生活援助の創設後、サービスが十分に行き渡っていないとの指摘や、居住支援法人の自立生活援助事業者等としての指定を推進していく必要があるとの指摘があった。

### 検討の方向性

- 自立生活援助の整備をより一層促進し、障害者が希望する一人暮らし等の住宅確保の支援を推進する観点から、実施主体の拡充について検討してはどうか。
- 具体的には、障害福祉サービス事業所等以外であっても、例えば、社会福祉協議会や、住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人など、障害者の支援に一定の知識と経験を有する主体が参入することができるよう、現在指定基準において設けられている実施主体要件を見直し、多様な事業主体の参入を促すことを検討してはどうか。

## 【論点5】地域生活支援拠点等の機能の充実について

### 現状・課題

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、緊急時における相談や一時的な受け入れ体制の確保、地域移行に向けたサービスの体験利用に係る調整等の機能を担っている。
- 地域生活支援拠点等については、全市町村の約6割での整備に留まっているところ。障害者総合支援法の改正により、地域生活支援拠点等を同法に位置付け、その整備に関する市町村の努力義務等を設けた。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、国の基本指針において、コーディネーターや障害福祉サービス事業所等への担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制の構築等が盛り込まれたところであるが、コーディネーターが配置されている地域生活支援拠点等は全体の半数に満たず、障害者部会報告書において、配置の促進に向けた方策を検討すべきとの指摘がある。

### 検討の方向性

- 障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進について、計画相談支援や地域移行支援等のサービスを一体的に提供し、かつ、市町村から地域生活支援拠点等の委託を受けた相談支援事業者において、情報連携等のコーディネート機能を担うことについて検討してはどうか。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、重度障害者の平時からの情報連携を整えた地域生活支援拠点等に位置付けられた短期入所事業所と同様に、平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所においても、緊急時に支援を行うことについての評価を検討してはどうか。